

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 7 月 10 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 株式会社 オオスミ工業 ^{コウギョウ}
 住所 奈良県生駒郡三郷町勢野北1丁目7-17
^{フリガナ}代表者氏名 代表取締役 **大角豊彦**
 電話番号 0745-73-4790
 FAX番号 0745-72-0636
 メールアドレス osumisdk@if-n.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 12 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 7 月 10 日

届出者

株式会社 オオスミ工業
氏名又は名称 奈良県生駒郡三郷町勢野北1丁目7-17
住 所
代表者氏名 代表取締役 大角豊彦

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	オオスミ工業 株式会社 オオスミ工業		
住 所	奈良県生駒郡三郷町勢野北1丁目7-17		
フリガナ 代表者の氏名	オオスミ トヨヒコ 代表取締役 大角豊彦		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(1) 着 事業所の名称 事業所の住所 者 (3) 役員の氏名	(株)大角水道設備工業所 生駒郡三郷町城山台 1丁目4-30 取締役 大角 雪子 監査役 大角 真由美	(株)オオスミ工業 生駒郡三郷町勢野北 1丁目7-17 取締役 大角直樹 取締役 大角 信仁	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 7 月 10 日

申請者

氏名又は名称	株式会社 オオスミ工業
住 所	奈良県生駒郡三郷町勢野北1丁目7-17
代表者氏名	代表取締役 大角豊彦

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県生駒郡三郷町勢野北一丁目7番17号
株式会社オオスミ工業

会社法人等番号	1500-01-006946	
商号	株式会社大角水道設備工業所	
	株式会社オオスミ工業	令和 5年 6月20日変更 ----- 令和 5年 6月21日登記
本店	奈良県生駒郡三郷町城山台一丁目4番30号	昭和63年12月 1日住居表示実施 -----
	奈良県生駒郡三郷町勢野北一丁目7番17号	令和 5年 6月20日移転 ----- 令和 5年 6月21日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	昭和63年1月7日	
目的	<ul style="list-style-type: none"> 一. 給排水, 衛生, 冷暖房工事の設計施工及び請負。 一. 土木, 管工事の設計施工及び請負。 一. 上記に附帯する一切の事業。 	
発行可能株式総数	800株	令和 1年 9月20日変更 ----- 令和 1年 9月27日登記
	1600株	令和 4年 2月20日変更 ----- 令和 4年 3月 1日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株	令和 1年 9月24日変更 ----- 令和 1年 9月27日登記
	発行済株式の総数 800株	令和 4年 2月28日変更 ----- 令和 4年 3月 1日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記	

資本金の額	<u>金2500万円</u>	令和 1年 9月24日変更
		令和 1年 9月27日登記
	金4000万円	令和 4年 2月28日変更
		令和 4年 3月 1日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成24年 2月20日変更 平成24年 2月29日登記	
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>大角豊彦</u>	平成24年 2月20日就任
		平成24年 2月29日登記
		令和 3年12月31日退任
		令和 4年 3月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>大角栄吉</u>	平成24年 2月20日就任
		平成24年 2月29日登記
		令和 3年12月31日退任
		令和 4年 3月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>大角直樹</u>	平成24年11月 8日就任
		平成24年11月 9日登記
		令和 3年12月31日退任
		令和 4年 3月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>大角信仁</u>	平成25年 1月 9日就任
		平成25年 1月16日登記
		令和 3年12月31日退任
		令和 4年 3月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>大角豊彦</u>	令和 4年 2月20日就任
		令和 4年 3月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>大角栄吉</u>	令和 4年 2月20日就任
		令和 4年 3月 1日登記

奈良県生駒郡三郷町勢野北一丁目7番17号
株式会社オオスミ工業

	取締役 大角直樹	令和 4年 2月20日就任
		令和 4年 3月 1日登記
	取締役 大角信仁	令和 4年 2月20日就任
		令和 4年 3月 1日登記
	<u>奈良県生駒郡三郷町城山台一丁目4番30号</u> 代表取締役 大角豊彦	平成24年 2月20日就任
		平成24年 2月29日登記
	<u>奈良県生駒郡三郷町勢野北一丁目7番13号</u> 代表取締役 大角豊彦	令和 1年 9月27日更正
		令和 3年12月31日退任
		令和 4年 3月 1日登記
	奈良県生駒郡三郷町勢野北一丁目7番13号 代表取締役 大角豊彦	令和 4年 2月20日就任
	令和 4年 3月 1日登記	
登記記録に関する事項	管轄転属により登記	平成18年 4月24日



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5年 6月27日

奈良地方法務局葛城支局

登記官

畑 山 尚 江



株式会社 大角水道設備工業所

定款

昭和 年 月 日 作成
昭和 年 月 日 公証人 認証
昭和 年 月 日 会社 成立

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 六角水産加工工業所
と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 一、 給排水、衛生、冷暖房工事の設計施工及び請負。
- 一、 土木、管工事の設計施工及び請負。
- 一、 上記に附帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 奈良県生駒郡三郷町/
に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、

定 章 に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数及び額面株式1株の金額)

第5条 当社の発行する株式の総数は、~~1,000,000~~⁴⁰⁰ 株とする。

当社の発行する額面株式1株の金額は、~~1,000,000~~⁵⁰⁰ 円とする。

(株式の記名式及び株券の種類)

第6条 当社の株式は、すべて記名式とし、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

- 1 譲渡による株式の取得の場合には、株券
- 2 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示のまっ消についても同様とする。

(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第12条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当会社の取締役は 5 名以内とし、監査役は 2 名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役及び監査役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第23条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第24条 当会社の営業年度は、毎年2月1日から翌年

1月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第25条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第26条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式
~~1,000,000~~¹⁰⁰ 株とし、その発行価額は1株につき~~5,000~~^{5万}円とする。

(最初の営業年度)

第27条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から昭和63
年1月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第28条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終
の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第29条 発起人の氏名、住所及び各発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。

(住所) 奈良県生駒郡三郷町勢野西4丁目2番23号

額面株式 $\frac{28}{2-8-0}$ 株(氏名) 大 角 博 美

(住所) 奈良県生駒郡三郷町大字城山台1丁目2225番地の48

額面株式 $\frac{208}{2-0-0}$ 株(氏名) 大 角 登 彦

(住所) 奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘2丁目13番地の1

額面株式 $\frac{10}{1-0-0}$ 株(氏名) 大 角 栄 吉

(住所) 奈良県生駒郡三郷町勢野西4丁目2番23号

額面株式 $\frac{10}{1-0-0}$ 株(氏名) 大 角 雪 子

(住所) 奈良県生駒郡三郷町勢野西4丁目9番8号

額面株式 $\frac{10}{1-0-0}$ 株(氏名) 榎 谷 徹 隆

(住所) 奈良県生駒郡三郷町龍田北4丁目2番38号



額面株式 $\frac{10}{1-0-0}$ 株(氏名) 松 本 義 治

(住所) 奈良県生駒郡三郷町東信貴ヶ丘一丁目2番8号

額面株式 $\frac{10}{1-0-0}$ 株(氏名) 深 木 健 宏

以上 株式会社 大角水道設備工業所 を設立のため、
この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

昭和62年11月15日

発起人	大	角	博	美	
発起人	大	角	豊	彦	
発起人	大	角	栄	吉	
発起人	大	角	雪	子	
発起人	榎	谷	徹	雄	
発起人	松	本	義	治	
発起人	深	木	健	宏	

第5条 8字削除 5字加入

第26条 8字削除 5字加入

第29条 21字削除 14字加入



昭和 62 年 登簿 第 340 号

定 款 認 証 証 書

前記 株式会社 大角水道設備工業所の
設立について本定款の 発 起 人
大 角 博 美 外 5 名 の
代理之兼発起人 深 木 健 宏 は
自己及び被代理之 全 員 が
本定款における各自の記名押印を
それぞれ自認する旨を本公証人の
面前で陳述した。

なお、本定款の第 5 条 中 8 字 削 除 5
字 加 入、第 26 条 中 8 字 削 除 5 字 加 入
及 び 第 29 条 中 2 / 字 削 除 14 字 加
入 してある。

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31


32

よつてこれを認証する。 _____

昭和62年12月14日本職役場において。

奈良県大和高田市大字大中98番地

奈良地方法務局所属

公証人 安原繁雄 

この謄本は前同日本職役場におい

て原本にもとづき作成した。 _____

奈良県大和高田市大字大中98番地

奈良地方法務局所属

公証人 **安原繁雄**

この写しは原本と相違ないことを証明します。
令和5年7月10日

株式会社 才オスミ工業

代表取締役 **大角豊彦**



定 款 抜 粹



(商号)

第1条 当社は、株式会社オオスミ工業と称する。

(本店所在地)

第3条 当社は本店を奈良県生駒郡三郷町に置く。

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ会社の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合の他、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

令和5年6月20日

奈良県生駒郡三郷町勢野北1丁目7番17号

株式会社オオスミ工業

代表取締役 大角 豊彦

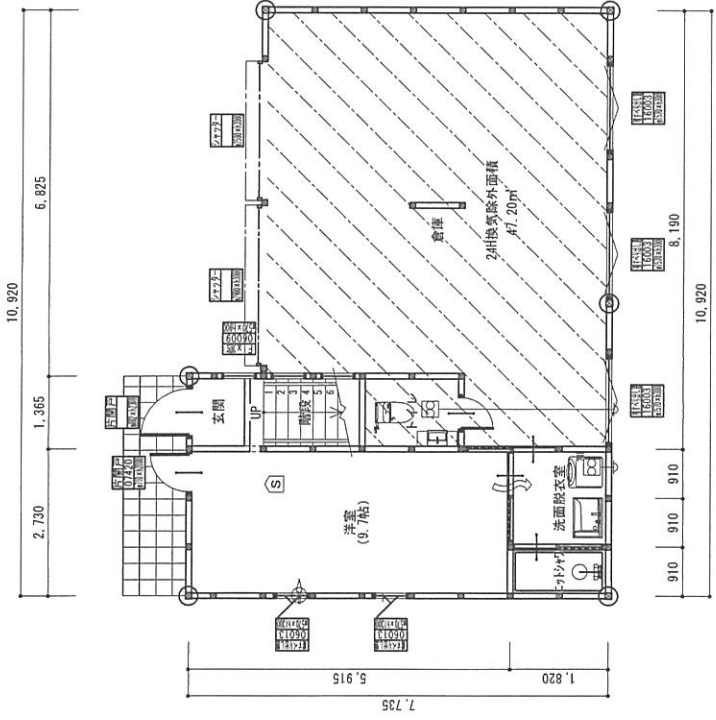


位置図



※奈良県生駒郡三郷町勢野北1丁目7-17

部屋名	浴室(m)
床面積	16.15
採光	8.70
換気	2.90

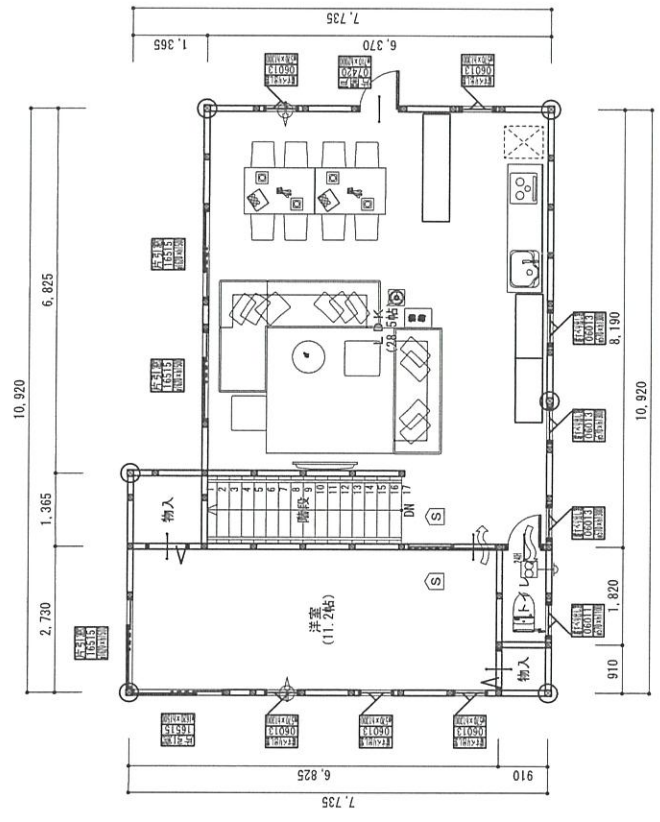


1階平面図 S:1/100

確認申請書 別記第二号様式 (第四面) 建築物別概要【8. 建築設備の種類】別紙
(居室毎の機械換気設備)

階室	床面積 (a) m ²	平均天井高さ (h) m	換気種別	給気機による給気量 (A) m ³ /h	排気機による排気量 (B) m ³ /h	換気回数 (h) 回/h
1 区画全体	75.15					
除外部分	-47.20					
洗面脱衣室	27.85	2.4	第3種換気		80.5	
小計						
2 区画全体	75.15	2.4				
トイレ						
合計		247.44				0.65

2階平面図 S:1/100



階下	幅員: 1200	その他仕様表
階段	幅員: 1200 > 750 (基準法) 踏面: F = 227 > 150 (基準法) 蹴上: R = 176 < 230 (基準法)	
火気使用室	用材がヒト (火気使用なし)	
使用建築材料等	使用建築材料及び天井裏等への措置について、すべてF☆☆☆☆を使用	
床下換気	基礎ハッキン工法による 有効換気量75m ² /h以上	
防蟻・防蟻処理	構造部材上主要な柱、筋交、土台のうち地盤面より1m以内の部分	
その他	令第9条に適合しています	

凡例	記号	名称	備考
□	換気機	換気機 (24H換気)	n F-77 Fy-T03 高性能機 00m ³ /h
○	給気口	給気口	窓枠換気口又は n F-77 Fy-T03 又は Fy-T10m
→	通気可建具	通気可建具	Fy-T10m
○	換気機	換気機	換気機
○	換気機	換気機	換気機

※ 換気機は換気機 (天井付) は換気機より1600以上
エアコック出口より1500以上離して設置
※ 換気機は換気機 (天井付) は天井面より1500
500の範囲内に設置



No.1
外観



No.2
外観



No.3
外観



No.4

外観



No.5

倉庫



No.6

倉庫



No.7

事務所



No.8

事務所



No.9

事務所